

斑鳩町緊急情報キット（安心カプセル）配布事業実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、町内の希望する世帯に対し、かかりつけ医療機関・持病の有無・連絡先等、緊急時に必要な情報を保管する緊急情報キット（以下「安心カプセル」という。）を配布するために、必要な事項を定めるものとする。

（安心カプセルの内容）

第2条 配布する安心カプセルの内容は、次のとおりとする。

- (1) 緊急情報シート
- (2) 保管容器
- (3) 冷蔵庫用シール

（配布対象者）

第3条 安心カプセルの配布を受けることができる者は、町内に住所を有し、かつ現に居住している者とする。

（申込及び決定）

第4条 安心カプセルの利用を希望する者は、「安心カプセル申込書」に必要事項を記入し、社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）に申し込むものとする。ただし、配布を希望する者以外が申し出るときは、配布を希望する者がこの事業に同意していなければならない。

2 前項の申し込みを受けた会長は、記入事項を審査のうえ、配布対象として適当と認めるときは、安心カプセルを配布する。

（遵守・承諾事項）

第5条 安心カプセルの配布を受けた者（以下「利用者」という。）は、次に掲げるすべての事項を遵守し、若しくは承諾したものとする。

- (1) 冷蔵庫用シールは冷蔵庫の扉に貼ること。
- (2) 安心カプセルは冷蔵庫のボトル収納部分に保管すること。
- (3) 救急活動の際、救急隊等が本人及び同居人等の同意を得ることなく、冷蔵庫の扉を開けて安心カプセルを取り出す場合があること。
- (4) かかりつけ医療機関があっても、他の病院に救急搬送される場合があること。
- (5) 緊急情報シートに救急隊等への伝言を記載されていても、実行されない場合があること。

(安心カプセルの管理)

第6条 利用者は、安心カプセルを適切に管理するとともに、第三者に譲渡し、又は貸し付けてはならない。

2 利用者は、緊急情報シートに記載した事項に変更が生じた場合は、速やかに内容を更新するものとする。

(費用負担)

第7条 安心カプセルは、無償で配布するものとする。

(民生・児童委員の協力)

第8条 民生・児童委員は、利用者の安否確認等、緊急を要すると認められる場合、社会福祉協議会（以下「本会」という。）に協力するものとする。

(台帳登載)

第9条 会長は、安心カプセルを配布した者を名簿に記載するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めるものとする。

付 則

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年8月1日から施行する。